

計算書類に対する注記

社会福祉法人 豊友会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等：償却原価法（定額法）によっている。
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価額に基づく時価法によっている。
時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア — 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員の退職給付に備えるため、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
- ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)は省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 児童養護施設拠点 (社会福祉事業)

「本部」

「島添の丘」

「チャイルドホーム」

「こころサポート島添」

イ. 児童自立生活援助事業拠点 (社会福祉事業)

「島添ホーム」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	100,000,000	0	0	100,000,000
建物	67,657,870	0	3,061,218	64,596,652
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	168,657,870	0	3,061,218	165,596,652

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	258,670,414	194,073,762	64,596,652
建物 (その他の固定資産)	7,696,245	2,884,117	4,812,128
構築物	51,840,360	49,180,168	2,660,192
車輛運搬具	20,850,869	15,195,944	5,654,925
器具及び備品	20,473,732	17,721,950	2,751,782
合 計	359,531,620	279,055,941	80,475,679

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容
該当なし

1 3. 重要な偶発債務
該当なし

1 4. 重要な後発事象
該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することになるため、計算書類の明瞭表示の観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。